

特殊車両の取締りを行いました

～違反車両3台の運転手に指導を実施～

網走開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。

計測車両4台中3台で違反が確認されたため、当該車両の運転手に対し、指導を実施しました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」※に基づき、違反者対策の強化を進めています。

網走開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

1 実施日時 令和8年9月17日（木） 14:00 ～ 16:00

2 実施場所 一般国道39号 緋牛内駐車帯

きたみしたんのちょうひうしな
（北見市端野町 緋牛内211番1地先：別紙参照）

3 取締結果 計測車両 全4台 うち違反車両 3台

（違反車両の内容） 無許可 3台、許可証不携帯 0台

（指導の内容） 警告書交付 3台

【道路管理者からのお願い】

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行許可制度への一層の御理解と御協力をお願いするとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）まで御相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページで御覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部

公物管理課長 松谷 裕次（電話 0152-44-6329）

公物管理課長補佐 城市健太郎（電話 0152-44-6348）

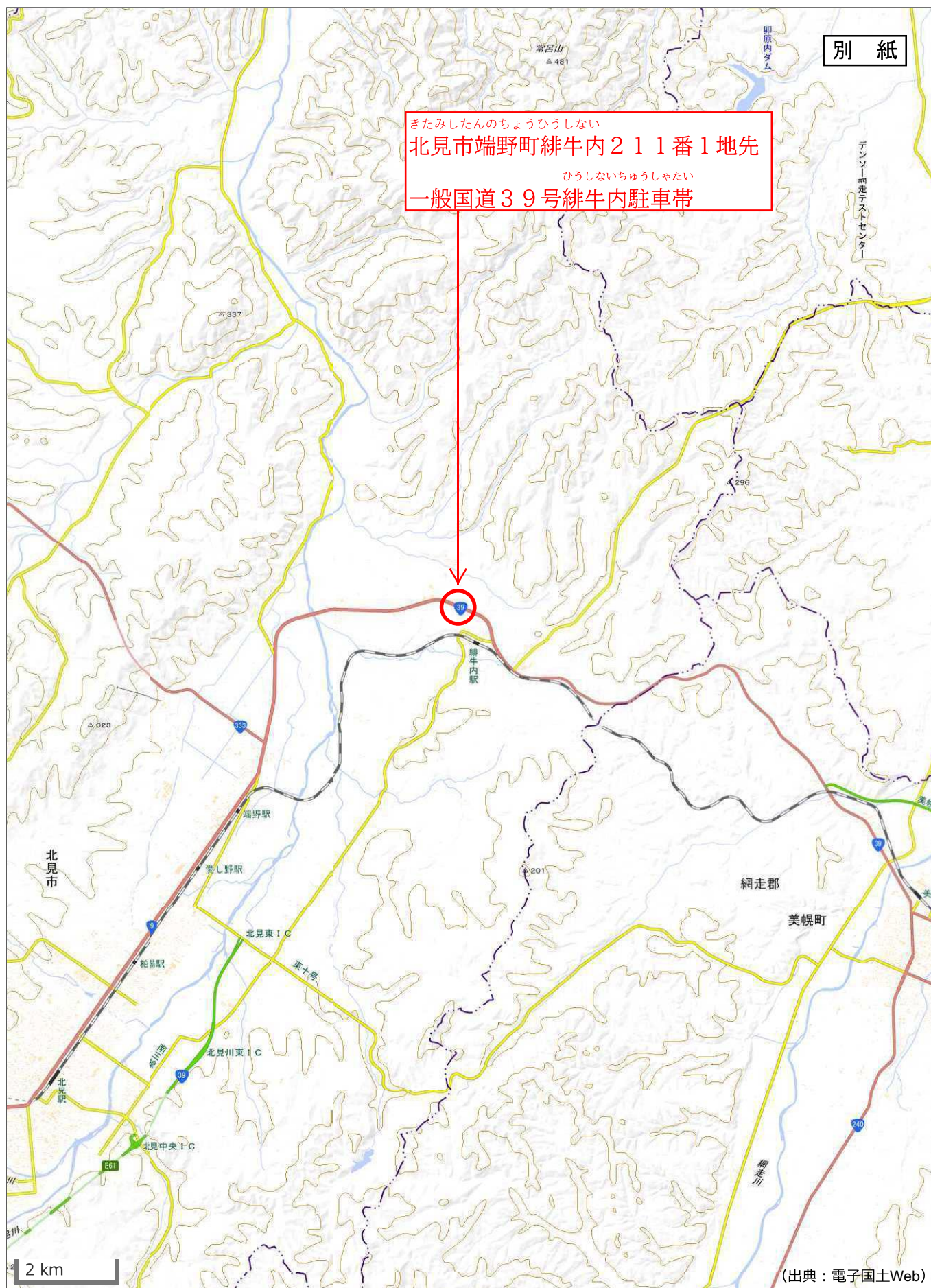
網走開発建設部ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/index.html>



別紙

きたみしたんのちょうひうしない
北見市端野町緋牛内211番1地先
ひうしないちゅうしゃたい
一般国道39号緋牛内駐車帯



(出典：電子国土Web)

9月17日（木）特殊車両取締写真

【対応状況】

